

佐賀労働局発表
令和7年10月10日

報道関係者 各位

【照会先】

佐賀労働局労働基準部監督課

監督課長 福田 貴裕

過重労働特別監督監理官 橋本 剛

(電話) 0952-32-7169

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民・県民への周知・啓発を目的に、佐賀労働局（局長 城 寿克）においても、以下の取組等を行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施 【別紙1】

日時：令和7年11月6日（木）13：30～15：30（受付13：00～）

場所：四季彩ホテル千代田館 ルビーホール（佐賀市高木瀬町東高木216-1）

（事前の申込みが必要です。）

取材を希望される報道機関の方は、準備の都合がありますので、10月31日（金）までに
佐賀労働局労働基準部監督課（0952-32-7169 担当：橋本）あて連絡をお願いします。

2 過重労働解消キャンペーンの実施 【別紙2】

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談などを行います。

また、このほか、国民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

【別紙1】過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内

【別紙2】令和7年度過重労働解消キャンペーンの概要

（参考資料）リーフレット「過重労働相談受付集中期間」

リーフレット「過労死防止啓発月間」